

お客さまへ

中 国 労 働 金 庫

預金規定変更のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

2025 年 2 月 1 日より「財形預金契約の証」、「財形貯蓄「虹の預金」新規契約のお礼」および「財形住宅貯蓄「虹の預金」新規契約のお礼」を廃止することに伴い、下記のとおり預金規定を変更しますので、お知らせいたします。

なお、変更後の規定の内容については、既にお取引をいただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

※最新の預金等利用規定については、2025年2月1日以降、当金庫ホームページでご確認ください。

※印刷した規定の交付をご希望の場合は、当金庫窓口へお申し出ください。

※取引内容の変更を伴うものではありません。

■変更の内容

「財形預金契約の証」、「財形貯蓄「虹の預金」新規契約のお礼」および「財形住宅貯蓄「虹の預金」新規契約のお礼」の廃止に伴い、これらに係る預金規程の記載を削除いたします。

5.（預金の支払方法等）*

(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、当店、当金庫の本支店または当金庫が提携した他の労働金庫（以下「提携金庫」といいます。）に提出してください。

（以下略）

*「一般財形預金規定」の一部を用いて例示していますが、以下の規定においても同様の変更を行います。（※条項番号は、各規定により異なります。）

変更内容の詳細は、新旧対照表 をご参照ください。

■対象の預金規定

一般財形預金規定、財形住宅預金規定、財形年金預金規定

■変更日

2025年2月1日（土）

以 上

新旧対照表

<一般財形預金規定>

新	旧
5. (預金の支払方法等) (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、当店、当金庫の本支店または当金庫が提携した他の労働金庫（以下「提携金庫」といいます。）に提出してください。 (以下略)	5. (預金の支払方法等) (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、<u>財形預金契約の証</u>（以下「<u>契約の証</u>」といいます。）が発行されている場合は、<u>契約の証</u>とともに当店、当金庫の本支店または当金庫が提携した他の労働金庫（以下「提携金庫」といいます。）に提出してください。 (以下略)
9. (預金の解約等) (2) この預金を解約する場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、当店または当金庫本支店に提出してください	9. (預金の解約等) (2) この預金を解約する場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、<u>契約の証が発行されている場合は契約の証</u>とともに当店または当金庫本支店に提出してください。
12. (届出・提示事項の変更)	12. (届出・提示事項の変更、<u>契約の証の再発行等</u>)
12. (届出・提示事項の変更) (1) 印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。 (以下略)	12. (届出・提示事項の変更、<u>契約の証の再発行等</u>) (1) <u>契約の証</u>や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。 (以下略)
12. (届出・提示事項の変更) (2) 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当金庫所定の手続をした後に行います。 (以下略)	12. (届出・提示事項の変更、<u>契約の証の再発行等</u>) (2) <u>契約の証</u>または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い<u>または契約の証の再発行</u>は、当金庫所定の手続をした後に行います。 (以下略)
(削除)	12. (届出・提示事項の変更、<u>契約の証の再発行等</u>) (3) <u>契約の証</u>を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。
14. (譲渡、質入れの禁止) (1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。	14. (譲渡、質入れの禁止) (1) この預金および<u>契約の証</u>は、譲渡または質入れすることはできません。

16. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、直ちに当金庫に提出してください。 (以下略)	16. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、<u>契約の証が発行されている場合は、契約の証に届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。</u> (以下略)
--	--

<財形住宅預金規定>

新	旧
5. (預金の支払方法等) (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、当店、当金庫の本支店または当金庫が提携した他の労働金庫（以下「提携金庫」といいます。）に提出してください。 (以下略)	5. (預金の支払方法等) (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、<u>財形預金契約の証（以下「契約の証」といいます。）が発行されている場合は、契約の証とともに</u>当店、当金庫の本支店または当金庫が提携した他の労働金庫（以下「提携金庫」といいます。）に提出してください。 (以下略)
9. (預金の解約等) (2) この預金を解約する場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、当店または当金庫本支店に提出してください。なお、やむをえない事由により、この預金を前記5(3)の支払方法によらず払戻す場合には、この預金のすべてを解約することとします。	9. (預金の解約等) (2) この預金を解約する場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、<u>契約の証が発行されている場合は契約の証とともに</u>当店または当金庫本支店に提出してください。なお、やむをえない事由により、この預金を前記5(3)の支払方法によらず払戻す場合には、この預金のすべてを解約することとします。
16. (届出・提示事項の変更)	16. (届出・提示事項の変更、<u>契約の証の再発行等</u>)
16. (届出・提示事項の変更) (1) 印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。 (以下略)	16. (届出・提示事項の変更、<u>契約の証の再発行等</u>) (1) <u>契約の証</u>や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。 (以下略)
16. (届出・提示事項の変更) (2) 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当金庫所定の手続をした後に行います。 (以下略)	16. (届出・提示事項の変更、<u>契約の証の再発行等</u>) (2) <u>契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は</u>、当金庫所定の手続をした後に行います。 (以下略)

(削除)	16. (届出・提示事項の変更、契約の証の再発行等) (3) 契約の証を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。
18. (譲渡、質入れの禁止) (1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。	18. (譲渡、質入れの禁止) (1) この預金および <u>契約の証</u> は、譲渡または質入れすることはできません。
20. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、直ちに当金庫に提出してください。 (以下略)	20. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、 <u>契約の証が発行されている場合は、契約の証に届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。</u> (以下略)

<財形年金預金規定>

新	旧
7. (預金の解約等) (2) やむをえない事由により、この預金を前記3の支払方法によらずに払戻す場合には、この預金のすべてを解約することとします。この場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、当店または当金庫本支店に提出してください。	7. (預金の解約等) (2) やむをえない事由により、この預金を前記3の支払方法によらずに払戻す場合には、この預金のすべてを解約することとします。この場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、 <u>財形預金契約の証</u> （以下「 <u>契約の証</u> 」といいます。）とともに当店または当金庫本支店に提出してください。
18. (届出・提示事項の変更)	18. (届出・提示事項の変更、 <u>契約の証の再発行等</u>)
18. (届出・提示事項の変更) (1) 印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。 (以下略)	18. (届出・提示事項の変更、 <u>契約の証の再発行等</u>) (1) <u>契約の証</u> や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。 (以下略)
18. (届出・提示事項の変更) (2) 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当金庫所定の手続をした後に行います。 (以下略)	18. (届出・提示事項の変更、 <u>契約の証の再発行等</u>) (2) <u>契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行</u> は、当金庫所定の手続をした後に行います。 (以下略)

(削除)	18. (届出・提示事項の変更、契約の証の再発行等) (3) 契約の証を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。
20. (譲渡、質入れの禁止) (1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。	20. (譲渡、質入れの禁止) (1) この預金および <u>契約の証</u> は、譲渡または質入れすることはできません。
(削除)	21. (契約の証の有効期限) この規定によりお預かりした預金の支払いが完了した場合は、契約の証は無効となりますので、直ちに当店または当金庫本支店に提出のうえ手続きをしてください。
21. (成年後見人等の届出)	<u>22.</u> (成年後見人等の届出)
22. (保険事故発生時における預金者からの相殺)	<u>23.</u> (保険事故発生時における預金者からの相殺)
22. (保険事故発生時における預金者からの相殺) ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、直ちに当金庫に提出してください。 (以下略)	23. (保険事故発生時における預金者からの相殺) ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、 <u>契約の証が発行されている場合は、契約の証に届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。</u> (以下略)
23. (規定の変更)	<u>24.</u> (規定の変更)